

丹波市市民憲章(案) パブリックコメント(意見公募)実施要領

1 案件

丹波市市民憲章(案)

2 趣旨

自治体合併により丹波市が誕生して15年が経過しようとするなか、旧6町が持つ資源を活かしながらかさまな取組を行うことで、丹波市として一体感が醸成されてきた。

市制15周年を契機に、丹波市民がふるさとへの愛着と一体感を一層高め、市民総がかりでよりよいまちを作ろうとする気持ちを共有するため、市民憲章を策定中です。

今回、その案について、広く市民の皆さまにご意見を伺うため意見募集を行います。

3 募集期間

令和元年6月20日(木)～令和元年7月22日(月) *必着

4 意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人等
- (3) 市内に通勤、通学する人
- (4) 丹波市ふるさと住民登録者

5 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 市役所、各支所、各住民センター、ライフピアいちじま窓口

6 意見の提出方法

「意見票」様式に氏名・住所・電話番号、ご意見・ご提案、結果公表の意向を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 持 参：企画総務部総合政策課(氷上庁舎2階)
市役所、各支所、各住民センター、ライフピアいちじま窓口に設置の意見箱
- (2) 送 付：〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
企画総務部 総合政策課 宛
- (3) F A X：0795-82-5448 (※電話は不可)
- (4) 電子メール：sougouseisaku@city.tamba.lg.jp

7 意見の公表等

- (1) 提出されたご意見・ご提案に対する市の考え方を回答として市ホームページで公表します。
- (2) 提出されたご意見等に対し、個別の回答は行いません。
- (3) 意見募集の結果公表の際には、ご意見以外の内容(住所、氏名等の個人情報等)は公表しません。「丹波市パブリックコメント手続実施要綱」により適正に取り扱います。

8 問合せ先

企画総務部 総合政策課 政策係 電話：0795-82-0916(直通)

丹波市市民憲章(案)に対するご意見・ご提案

丹波市企画総務部 総合政策課 宛

氏名 (法人名等)	
住所 (所在地)	〒
電話番号	
ご意見 ご提案	
結果の公表	希望する ・ 希望しない (※該当に○をしてください。)

※募集期限：令和元年7月22日(月)必着

※ご意見等の内容については、標記のパブリックコメント以外の目的以外には使用しません。

※お寄せいただいた意見に対し、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

【意見等の応募方法】

- 持参・・・企画総務部総合政策課(氷上庁舎2階)
市役所、各支所、各住民センター、ライフピアいちじま窓口に設置の意見箱
- 郵送・・・〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
企画総務部 総合政策課 宛
- FAX・・・0795-82-5448 (※電話は不可)
- 電子メール・・・sougouseisaku@city.tamba.lg.jp